デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等の
あり方に関するワーキンググループ（第１回）　議事概要

開催日時：令和７年４月８日（火）１０：００～１２：００
開催場所：オンライン開催
出 席 者：大屋座長、大須賀構成員、小尾構成員、柿崎構成員、楠構成員、櫻井構成員、
芝崎構成員、杉田構成員、巽構成員、中島構成員、早川構成員、松崎構成員、
松前構成員
事 務 局：阿部自治行政局長、犬丸住民制度課長　ほか
オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方公共団体情報システム機構

【議事次第】
1. 開会
2. 構成員自己紹介
3. ワーキンググループ開催要綱について
4. 事務局提出資料について
5. 意見交換
6. 閉会

【議事概要】
事務局から資料に沿って説明。その後、意見交換を実施。

【意見交換】
（自治体 DX 全般について）
○ 県内市町村からは、デジタル化で利便性が向上した一方、デジタル化のメニューが増えて市町村の事務負担も増加しているとの声があるほか、電子証明書の更新対応による事務負担増加への懸念や、マイナンバーカードの交付前設定に係る負担軽減のため、特急発行スキームを拡大していただきたい等の意見が挙げられている。

○ 職員の確保が厳しくなってきており、デジタルを使って業務を効率化していくことは非常に重要。一方で、市町村は、紙とデジタル化の二重負担を強く感じている。先進的にデジタル化を推進している自治体はあるが、行政手続をデジタル一本でやるという判断は個々の自治体には難しいので、制度面から自治体のデジタル化を後押しすることは重要。その際、小規模自治体にとってはデジタル化が過大投資になることもあるので、そういった点にも配慮が必要。

○　当団体では「行かなくてもいい窓口」を目指しているが、転入手続をオンライン化した場合、各市町村単独のサービスも含め、転入時に必要な各種申請手続が１つにまとまらないと利用者の利便性が高まらない。様々な行政手続が一回で終わるのが望ましい。

○　当団体では「行かない窓口・書かない窓口」の環境構築を行っている。一方で、こういったサービスの住民・職員への浸透や、財政的・人的リソースの面で課題を抱えている。

（住民票の写しの交付について）

○　住民票の写しについては、紙交付と電子交付の併用では、紙の交付件数は減るが、市町村の事務負担全体ではそれほど変わらないと思われ、電子交付を進めるのであれば、紙交付の廃止を検討すべきではないか。

○　住民票の写しの紙交付については、紙である必要性がないものはどんどん電子化を進めるとともに、紙の手続の延長線上のデジタル化にならないよう、電子データを正本とした場合の課題等を検討する必要がある。住民票の写しは行政機関に提出されているのか民間事業者に提出されているのか、その内訳も重要。

○　住民票の写しの電子交付については、電子データになると提供や利用が容易になる点、住民票の写しは個人情報が複数記載された公的な書類である点、住民票の写しが様々な場面で利用される過程で不適正な利用や流通が起こる可能性に留意する必要がある。住民票の写しと国税における電子納税証明書との、記載情報、交付件数、利用シーンの違いなども踏まえてリスク分析を行い、個人情報保護との関係を整理すべき。

○　住基ネットや公的個人認証の４情報提供の利用拡大については賛成。世帯情報が必要となれば、住民票の写しの電子交付も考えられると思う。一方で、電子データの原本性をどう考えるか、電子署名を付与した電子データがコピー可能であること等も含めて検討が必要。

○　住民票の写しは民間事業者でも必要とされる。電子交付を行うとした場合、民間事業者のシステムと個別に連携しようとするとコストが高くなるのであれば、まずは電子証明付きの PDF データ等を簡易に受け渡しができる仕組みにすればよいのではないか。複製可能であったとして、検証に対して課金することも考えられる。

○　電子交付はセキュリティの観点から問題がなければ賛成。どうしても紙交付を残す必要がある場合、紙交付の手数料を上げることも考えられる。

○　住民票の写しが、住所の確認手段として使われているのであれば、提出先の機関において、住民票の写しに代わる書類を認めて頂くとよいのではないか。例えば、マイナンバーカードの券面情報を読み取って住所確認するなど。当団体では、住民票の写しの交付については、コンビニ交付が４割で窓口・郵送交付が６割で、公用請求は僅少。転入届については、紙の転出証明書による転入が 25%、マイナンバーカードを使った特例転入が 40%、引越 OSS を利用した転入が 33%。なお、数年前は紙の転出証明書による転入が 81%だった。

（マイナンバーカード交付・電子証明書記録等について）

○　マイナンバーカードについては、eKYC 方式で券面情報を用いて本人確認を行っている例もまだ一部あるようだが、生成 AI で券面情報を偽造し、本人確認を突破する例がある。今後の本人確認では、券面情報でなく公的個人認証を利用するのが基本的な流れになるのではないか。公的個人認証の更新だけであれば、オンラインによる更新は技術的に可能ではないか。

○　マイナンバーカードの交付に係る負担軽減については、既に設計に入っている次期マイナンバーカードでは、電子証明書の更新が 10 年になることを踏まえ、費用対効果を考慮して議論する必要がある。

○　電子証明書の更新に係る窓口負担については懸念がある。カード交付については初回交付時の対面での本人確認が信用の起点となっているが、例えば、再発行に特急発行のスキームを拡大することや、電子証明書の更新についてコンビニＡＴＭ等の民間で行えるようにするという考え方もある。

○　当団体内の個人番号カード普及率は８割近くで、届出・請求時における本人確認書類としての提示は 80%に上っている。他方で、個人番号カードの交付や電子証明書の更新作業、転入時の券面情報、電子証明書の更新作業負担が懸念点であり、特急発行のように J-LIS で交付前設定を行うことや、電子証明書の交付状況の記録について、交付記録簿の記載事項を見直すことが望まれる。また、公的個人認証サービスの更新・再交付等の記録の簡素化が望まれる。

（転入・転居手続のオンライン化について）

○　海外事例として、ノルウェーでは転入転出の手続がオンライン化されている。転入届には居住実態の確認が必要とのことだが、郵便局等の民間のサービスを活用して確認することも一案ではないか。

○　転入オンラインについては、令和３年の検討会でも、居住実態の確認について郵便局や警察の活用を議論したが、郵便局や警察官の負担が増えるとトータルでの負担軽減になるのかという課題もある。

○　転入転出の手続やマイナンバーカードの情報の更新は、これが色々なサービスで使われることを考えると、きちんと来てもらって本人確認することは必要ではないか。なお、本人確認は必要だが、複数のサービスを集約して本人確認をすることはあり得るのではないか。

（住民基本台帳等関連システムの管理運用について）

○　CS については、今後ガバメントクラウドに移行することが考えられる一方、運用コストやナショナルセキュリティの観点からガバメントクラウドが適切かということも含め検討する必要がある。

○　CS のガバメントクラウド移行については、システム標準化後には、住民記録システムと住基ネットが直接 API 連携するなどシンプルな構造も検討できるのではないか。

（都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策について）

○　東京都の給付事務については、コロナの給付金事業において、世帯の情報が電子的に取れなかったという課題が生かされているのか関心がある。

（以上）